

児童発達支援センター事業

—No.22 入間市—

【事業の目的】

全ての子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、18歳まで切れ目なく支援するため、令和2年4月に入間市児童発達支援センター「ういず」を開設しました。

【事業の内容】

心身の発達に遅れや障害のある子どもを福祉・子育て・教育の各機関と連携して支援します。相談員には保健師・保育士・社会福祉士・指導主事を配置し、何でも相談できる市民にとってわかりやすい包括的な窓口を作り、必要に応じて専門職による相談や地域の支援機関へ適切につなぐ体制を構築します。

- ①相談支援事業 子育てや子どもの発達に関する相談を、内容を限定せずを受け、助言や関係機関の紹介等を行います。公認心理師や相談支援専門員等による専門相談も行います。
- ②児童発達支援事業 (1) 児童発達支援、(2) 保育所等訪問支援、(3) 日中一時支援 の3事業を実施します。いずれも、重症心身障害児や要医療的ケア児の利用に配慮しています。また、保護者のレスパイトケアも図ります。
- ③地域支援事業 (1) 家族支援、(2) 地域支援、(3) 普及啓発 の3事業を実施し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

【事業年度】

令和2年度～

【予算額(千円)】

71,269千円(令和2年度当初)

【財源】

一般財源(市)、障害児通所給付費、児童発達支援センター利用者負担金

【事業実施に至った背景・経緯】

当市では、心身の発達に遅れや障害のある子どもへの支援に一貫して対応できる総合相談窓口の設置が課題となっていました。相談支援専門員を配置した障害児支援の拠点施設を求める市民の声に應えるため、平成29年度に庁内関係各課による「児童発達支援に関する関係課連携会議」を設置し、支援にあたる担当者間で現状と課題について検討しました。その結果、総合的な相談・連携・コーディネート等の機能を有する児童発達支援センターの設置が望ましいとの結論を得ました。

平成30年度には、専門的な視点からの意見を聴取するため、障害児通所支援の関係者、当事者団体、教育・保育関係者等で構成する「入間市児童発達支援センター設置検討委員会」を設置し、望ましい児童発達支援センターのあり方を議論していただきました。

検討委員会での検討内容をもとに、平成元年7月入間市児童発達支援センター事業計画を策定し、令和2年4月1日より事業を開始しました。

【事業のPRポイント】

入間市児童発達支援センターは、就学前から学齢期、社会参加まで福祉・子育て・教育が一体となった支援のコーディネイトを目指します。特に教育委員会と緊密に連携するため、教育現場とつながりの深い指導主事を配置しました。

児童発達支援等、業務の一部は、専門性を確保し、柔軟で質の高いサービスを実施するため、民間への業務委託としました。

また、地域の支援力向上を目指し、埼玉県で初めて、子ども集団の日常生活の中で発達を支援する「チェックリスト in みえCLM」の手法を保育所に導入し、職員への研修や継続的な評価等に取り組みました。

【事業実績・成果・今後の展開】

相談支援事業では、乳幼児から高校生まで、発達に関する様々な相談を受け付けました。

児童発達支援事業は、令和3年2月末現在56名の未就学児童が利用しており、保護者からは「子どもが通所を楽しみにしている」「専門性が高くなり相談もしやすくなった」という声をいただいています。

また、地域支援事業として、「CLM」の導入や関係機関連絡会、保護者交流会などを開催しました。

今後も、地域の支援機関との連携を促進し、切れ目ない支援を行います。

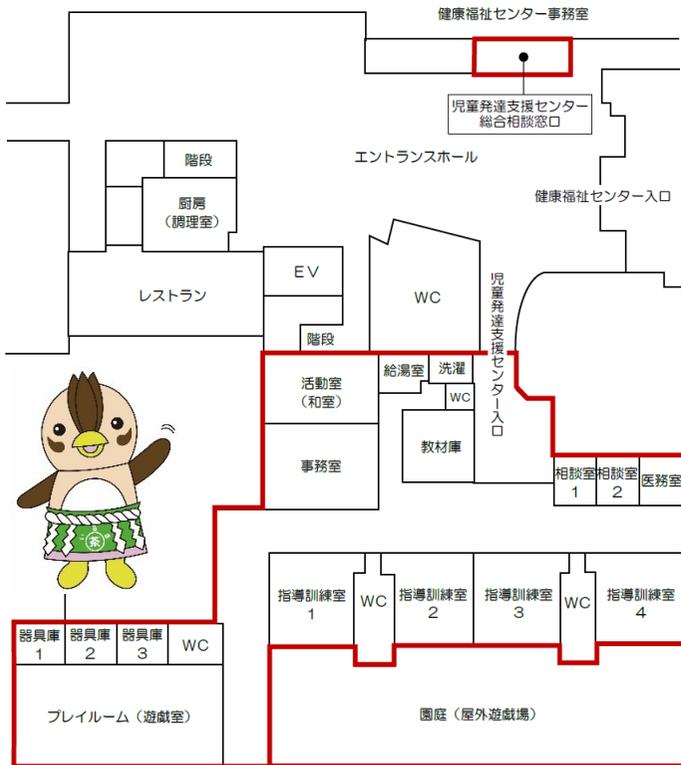
【参考資料】

入間市児童発達支援センターういず リーフレット

〔連絡先〕

こども支援課 児童発達支援センター 04(2968)7785

児童発達支援センター配置図（健康福祉センター1階）



アクセス



交通案内

- 1 入間市駅から
 - ①入間市コミュニティバスでいーろーど【健康福祉センターコース】（市役所経由）約21分
 - ②武蔵藤沢駅行きバス約10分「西武グリーンヒル」バス停下車 徒歩約15分
- 2 武蔵藤沢駅から
 - ①入間市駅行き、または入間扇町屋団地行き(安川新道口経由) バス約7分「西武グリーンヒル」バス停下車 徒歩約15分
 - ②入間扇町屋団地行き(安川電機前経由)バス約4分「健康福祉センター入口」バス停下車徒歩約5分
- 3 入間市コミュニティバスでいーろーど【南コース】「健康福祉センター」下車

※交通事情等によりバスの到着が遅れる場合があります。

入間市児童発達支援センターの愛称「ういず」について

愛称は公募により選定しました。
「みんな一緒に成長していきましょう」という願いが込められています。

入間市児童発達支援センター

ういず



お問い合わせ・ご相談

入間市児童発達支援センター

〒358-0013 埼玉県入間市上藤沢730-1
入間市健康福祉センター内
電話 04-2968-7785
FAX 04-2966-5514
電子メール iruma-with@city.iruma.lg.jp

■ 相談支援事業

	対象	内容	利用者負担	利用時間
相談支援※1	発達に不安や課題のある18歳未満の児童・家族・地域の支援機関	子育てや子どもの発達に関する相談。傾聴や助言。関係機関の紹介	なし	平日 9:00~17:15 (祝休日・年末年始を除く)
専門相談※2		こだわりが強い、極端に不器用等、心理や作業療法に関する専門的な発達相談や、就学、学校生活に関する相談	なし ※内容により実費負担あり	
障害児相談支援・計画相談支援	児童発達支援等の障害福祉サービス利用者	児童発達支援等のサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援	なし	

※1 相談は保健師・保育士・社会福祉士・指導主事が担当

※2 相談は医師・心理師等・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士が担当



■ 児童発達支援事業

	対象	内容	定員	利用者負担	利用時間
児童発達支援※3 「元気キッズ」	心身の発達に遅れや障害のある未就学児童	0~2歳児(親子通所) 週1~2回通所	5人	所得等に応じた自己負担あり※6	親子通所 9:30~14:00 単独通所 9:00~15:00 送迎なし
		3~5歳児(単独通所) 週1~4回通所	16人		
		重症心身障害児等(親子通所) 週1~2回通所※4	5人		
保育所等訪問支援	集団生活への適応に課題のある18歳未満の児童・施設職員・保護者	市内保育所(園)・幼稚園・小学校・学童保育室、特別支援学校等への訪問支援	—	—	1回 2~3時間 平日(月1~2回)
日中一時支援	心身の発達に遅れや障害のある18歳未満の児童	就学後の継続支援や保護者のレスパイト対応※5	1日5人	所得等に応じた自己負担あり	平日 15:00~18:00 送迎なし

※3 保育士・児童指導員・看護師・心理士等専門職が個別支援計画に基づき日常生活動作等を指導

※4 医療的ケアを要する児童を含む。医療的ケアは原則、保護者が行う

※5 在宅で障害児を介護(育児)している家族に、支援者が介護(育児)を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと

※6 満3歳になった後の最初の4月~小学校入学までの3年間は利用者の負担は無償



■ 地域支援事業

家族支援	週末の子育てイベントや相談会、家族交流会、行事などの際のきょうだい支援等を行います。
地域支援	地域の関係機関の連携、就学後の継続支援、また卒業に際しての就労支援、中高生への支援等に取り組み、切れ目のない支援を行います。
普及啓発	一般の方向けの講演会や学校への出張講座等、啓発活動やPRを行います。

ぜひ、お気軽にご相談ください

子どもの発達に関する気になることや悩み事を伺います。アセスメント※7を実施し、専門相談の利用や関係機関との連絡調整、福祉サービスの情報提供など、適切なコーディネートを行います。まずはお気軽に児童発達支援センターまでお電話ください。スムーズな相談を行うため、電話での予約をおすすめしています。幼稚園、保育所(園)等、地域の支援機関からの相談にも応じます。

※7 どのような支援が必要か明らかにするための情報収集や分析

入間市児童発達支援センター「ういず」

心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、切れ目なく一貫した支援が行える児童発達支援センター(以下「センター」)を開設します。

市では、すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できるよう支援していくと共に、成長に寄り添う切れ目ない支援を目指して今後ともより良い環境づくりを進めていきます。

センターの方向性

3つの支援の一体化に取り組み、ライフステージに応じた切れ目ない支援の実現を目指します。

福祉・教育・子育ての一体化

心身の発達に遅れや障害のある子どもへの支援を担当する各部門の連携を強化し、福祉・子育て・教育が一体となった支援をコーディネートします。

発達支援の相談窓口の一体化

市民にとって分かりやすく、利用のしやすい、包括的な相談窓口を開設します。

相談に応じて事業の案内を行うとともに、専門職による相談や他の支援機関に適切につなぎます。

支援情報の一体化

児童の発達に関する情報を一元的に管理することで、ライフステージの移行に伴う切れ目のない支援を実現するシステムを構築します。

センターの基本方針

センターでは、相談支援、児童発達支援、地域支援の3事業を実施します。

相談支援事業の基本方針

- ◇誰でも気軽に立ち寄り相談のできる環境の整備
- ◇様々な部門・施策を横断した総合的な相談支援の実施
- ◇児童の発達にかかる情報を継続的に管理し、適切に支援につなぐ機能の整備

児童発達支援事業の基本方針

- ◇子どもと家族の一体的な支援の実施
- ◇発達段階に応じた質の高い支援の実施

地域支援事業の基本方針

- ◇心身の発達に遅れや障害のある子どもへの支援に係る地域連携の中核としての機能の整備
- ◇地域丸ごと子育てを応援する環境の整備